

伐採及び採後の造林届を提出された方へ

伐採後も届出が必要なことを知っていますか？

伐採・造林後も農業政策課へ

状況報告書の提出が必要です！

- ◆ 伐採した後は、『伐採に係る森林の状況報告書』を提出。

いつまでに？	伐採が完了した日から 30 日以内に提出。 ※1 間伐の場合は、提出不要。 ※2 既に伐採されていた土地については、工期終了後提出。
誰が？	森林所有者又は伐採者(森林所有者から委託を受けた者)。

- ◆ 伐採後に造林した後は、『伐採後の造林に係る森林の状況報告書』を提出。

いつまでに？	造林が完了した日から 30 日以内に提出。 ※転用の場合は、提出不要。
誰が？	森林所有者又は伐採者(森林所有者から委託を受けた者)。

- ◆ 伐採後に届出を忘れると森林法違反となり、悪質な場合は罰則あります。

〈森林法第 210 条〉

※詳細については、農業政策課へお問合せください。